

事 務 事 業 概 要

令和7年5月

教 育 委 員 会

目 次

○ 教育総務課	1
○ 教育政策課	3
○ 教育財務課	4
○ 学校経理・施設課	5
○ 教職員課	6
○ 福利・給与課	8
○ 高校教育課	10
○ 小中学校教育課	13
○ 学力向上推進プロジェクトチーム	15
○ 特別支援教育課	16
○ 生徒指導課	18
○ 人権教育課	20
○ 保健体育課	22
○ 社会教育・文化財保護課	24
○ 研修企画・支援課	27
○ 研修推進課	29

《教育総務課》

課長 大坪 恵子
(電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画および連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「みえ元気プラン」の推進と進行管理（教育委員会関係）
- (2) 重要事業の策定に関する総合調整
- (3) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (4) 請願および陳情に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) 教育委員会ホームページの管理
- (2) 「学校名簿」の作成

県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等をまとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。

- (3) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育公報の発行

教育公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等を公表します。

5 公益法人等の監督および指導

教育委員会関係の公益法人等に対する監督、指導を行います。

6 教育功労者の表彰

学校教育、社会教育、学術文化、学校保健、教育行政の各分野において、功績が顕著な者を教育功労者として表彰します。

7 後援名義の使用承認

教育委員会関係の後援名義の使用承認を行います。

8 教育行政相談

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を設置し、県民からの相談に対応します。

9 危機管理の推進

教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。

10 防災の推進

教育委員会の防災体制を確立し、公立学校の防災教育・防災対策を推進します。

11 情報業務の推進および調整

県立学校のすべての教職員が教材作成や校務処理などの教育活動でパソコンを活用するインフラとしての「学校情報ネットワークシステム」の管理運営や、電子情報のセキュリティ対策など、教育委員会の情報業務の推進・調整を行います。

12 教育 I C T 化の推進

学校での I C T を活用した教育や事務の効率化など、教育における I C T 化を市町教育委員会と情報共有を図りながら総合的に推進します。

1 教育改革の総合的な推進

社会の変化や多様な学習ニーズに対応するため、県立高等学校の活性化や高等学校のあり方に係る検討など、自立する力、共生する力、創造する力を育むための教育改革を総合的に推進します。

2 三重県教育改革推進会議

国が進める教育改革の動きをふまえ、本県の教育改革に関する重要な事項等について、多面的、専門的な見地から調査を行い、広い視野から審議します。

3 「三重県教育ビジョン」の推進

令和6年3月に策定した「三重県教育ビジョン」に基づき、多様な担い手と連携・協働しながら、本県教育のめざす姿の実現に向けた施策に取り組みます。教育ビジョンの県民への周知を図るとともに、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

4 県立高等学校活性化の推進

令和4年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校の活性化を推進します。特に中学校卒業生数の大幅な減少が予想される地域においては、協議会を設置して地域の意見を聴きながら、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議します。

三重県型「学校マネジメントシステム」を活用し、よりよい学校づくりを推進します。

5 県立高等学校の募集定員の策定

三重県公私立高等学校協議会などにおいて、今後の中学校卒業生数の減少予測をふまえて、中長期的な展望に立った協議を継続的に行い、適正な募集定員を策定します。

《教育財務課》

課長 加藤 雅章
(電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算、経理、決算に関する事務を行います。

2 修学支援制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難になっている者に対し修学奨学金を貸与するなど、修学の支援を行います。

3 教育費の負担軽減

教育に係る経済的負担軽減を図るため、高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金の円滑な支給などを行います。

《学校経理・施設課》

課長 佐川 久美子
(電話 059-224-2955)

1 県立学校運営費

県立学校運営費の効率的な執行を促し、適切な管理を行います。

2 県立学校の施設整備

(1) 老朽化対策・快適な学習環境づくりの推進

子どもたちが安全で快適に学べる環境を整備するため、「三重県立学校施設長寿命化実施計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、普通教室棟のトイレや屋外トイレの洋式化など、設備面での機能向上にも取り組みます。また熱中症対策等の観点から体育館等への空調設備の整備に取り組みます。

(2) バリアフリー化等の推進

安全で安心な学校施設および地域の避難所としての機能確保のため、老朽化改修等の際は、非構造部材（※）の耐震対策を行うとともに、学校施設のバリアフリー化に向け、多機能トイレの整備などを行います。

※ 非構造部材とは、柱、梁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、窓ガラス、設備機器、家具等をさします。

(3) 脱炭素化の推進

学校施設における環境負荷の低減や省エネルギー化を推進するため、県立学校の普通教室や体育館等の照明のLED化を進めます。

3 県立学校の財産管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

建築物や消防設備等の法定点検を実施し、適正に管理を行います。

4 市町等立学校の施設整備の支援

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく国庫負担等事業の適正な執行のため、市町等を支援します。

5 市町等立学校の設置および廃止等の認可・届出

「学校教育法」および「学校教育法施行令」の規定による設置、廃止等の認可、届出の受理等を行います。

《教職員課》

課長 中出 真人
(電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制および教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力向上、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

国における小学校1～6年生での35人学級編制のもと、県独自の小学校1、2年生の30人学級（下限25人）を引き続き実施します。

令和7年度からは、国を先取りして中学校において、1年生での35人学級（下限25人）の下限を撤廃するとともに、2年生での35人学級（下限25人）を実施します。

あわせて、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員を配置し、各学校の実情に応じた取組を支援するなど、きめ細かな教育を支援します。

(3) 教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、児童生徒の視点に立った教育を一層推進することができるよう、校長の意見を十分尊重して教職員の人事配置を適切に行います。

2 教職員の採用

筆答試験（教養、専門）とともに、技能・実技試験、個人面接など、適性や人物評価を重視した選考を実施し、教員としてふさわしい優れた人材を採用します。

教員採用選考試験 第一次選考試験 6月14日

第二次選考試験 7月12日から31日まで

3 教職員の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(3) 指導が不適切である教員等への対応

指導が不適切であると考えられる教員や職務遂行能力等に課題があると考えられる職員への研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等を図ります。

4 教職員育成支援のための人事評価制度の運用

平成 28 年 4 月から教職員育成支援のための人事評価制度を導入し、職員が職務遂行上発揮した能力および上げた実績を評価し、任用、給与等の人事管理の基礎として活用することを通じて、「教職員の能力・意欲の向上」および「組織力の向上」をめざします。

5 教職員の再任用と定年延長

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を活用するなどの観点から、定年退職者で働く意欲と能力を有する者の再任用制度を継続し、適切に対応します。

なお、定年については、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられ、令和 13 年度に 65 歳となります。

6 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムを適正に運用し、各学校における人事配置、定数管理、人事異動、採用試験等の業務の簡素化・効率化を図ります。

7 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化を図るとともに、教育行政を円滑かつ効果的に推進するための職員を配置します。

8 教職員の公務災害への対応

公務または通勤に起因する教職員の災害について、認定・補償に係る相談および申請に適切に対応します。

9 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性について、適切に対応します。

10 学校における働き方改革の推進

総勤務時間の縮減につながる業務削減、業務の簡素化・効率化、勤務条件の改善等を進めます。

《福利・給与課》

課長 玉田 朋紀
(電話 059-224-2950)

1 教職員の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理および支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与および旅費の制度に関する事務を行います。
- (3) 公立学校職員の給与、その他人件費等の予算経理および決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求および決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福利

(1) 県立学校教職員の健康管理

「労働安全衛生法」および「学校保健安全法」に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。

(2) 教職員安全衛生管理体制の整備

「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における健康管理体制を整備し、あわせて各市町等教育委員会による安全衛生管理体制の整備を支援します。

また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校教職員に過重労働対策を実施します。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策

こころの健康問題の早期発見と適切な対応および再発防止のため、「三重県公立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、精神保健に関する普及啓発、相談事業、研修事業、健康審査会、職場復帰支援等を行います。

(4) 教職員住宅の管理

教職員の福祉に資するため、教職員住宅の維持管理を行います。

(5) 教職員生涯生活設計の支援

教職員および退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、「三重県教職員等生涯生活設計第6次推進計画」に基づき、ライフプランセミナー等を実施します。

(6) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員法」および「地方公務員等共済組合法」に基づき設置されており、組合員および家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、医療給付、年金給付、人間ドック等の健康保持増進事業および宿泊施設の管理運営等の事業を実施します。

(7) 一般財団法人三重県公立学校職員互助会事業

三重県公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員および家族の福利厚生を増進を図ることを目的として、医療費補助等の給付、貸付、保険、法律相談等の事業を実施します。

1 確かな学力の育成

(1) 高等学校学力向上推進事業

生徒の学力の定着・向上および自己実現を図るため、県立高等学校に対して指導・助言等の支援を行うとともに、指導方法や評価方法の工夫改善に係る研究実践を推進します。生徒が自ら課題を設定し、その課題を解決するために情報を収集・分析したり意見交換したりしながら自分なりの答えを導き出す学習活動を進め、これまでの教員が主導して教える学習から生徒が主体的に考え取り組んでいく学習への「質の転換」をめざします。

(2) 世界へはばたく高校生成育支援事業

グローバルな視野に立って自らの考えや意見を適切に伝えるとともに、自ら課題を発見し、その解決に向けて研究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力を身につけ、国際的に活躍できる人材が求められており、その育成支援のための取組を行います。

2 国際理解教育および外国人生徒教育の推進

(1) 語学指導等を行う外国青年招致事業

国際理解教育および英語教育、特に英語の「聞く力」「話す力」を伸ばす指導を充実するとともに、教員研修等において英語運用力を高める指導を行い、教員の資質向上を図るため、「語学指導等を行う外国青年（外国語指導助手：ALT：Assistant Language Teacher）」を招致します。

(2) 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

日本語指導が必要な外国人生徒が、将来、地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）および日本語指導アドバイザーを活用し、生徒の日本語習得を支援します。

3 職業教育の充実

(1) 地域とつなぐ職業教育充実支援事業

職業学科における実習環境の整備や地域と協働した先進的な教育を推進します。また、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。さらに、GAPを生かした学習を通じ、農業に関する実践力を身に付け、経営者や地域のリーダーとなる人材を育成します。

(2) 職業教育におけるDX人材育成支援事業

先進的な取組を行う企業等との連携により、プログラミングやAI、ARを活用した学習を取り入れ、実践力、課題解決力を備えた職業人や地域産業を担う人材を育成します。

4 キャリア教育の推進と就職・職場定着支援

(1) 次世代を生きる子どものキャリア形成支援事業

各学校におけるインターンシップや地域を題材とした学び、校種を越えた学び等を通して、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成します。

(2) 高校生就職実現事業

高校生の就職について、障がいのある生徒や外国人生徒をはじめ、就職を希望する全ての生徒一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向けて、就職実現コーディネーターを活用した就職支援を行います。

他者との関わり方等の面から支援が必要な生徒に対して、入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習を行います。

(3) 外国人生徒キャリアサポート事業

外国人生徒および保護者が、日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択する力を身に付けられるよう支援します。

(4) 地域の事業所とつなぐキャリア教育推進事業

地域の事業所と学校との連携や、キャリア学習支援員の活用により、職業講話、事業所説明会等の学校におけるキャリア教育の充実を図ります。

(5) みえの担い手育成！進学予定高校生への職業理解促進事業【重点】

進学希望者が多い普通科高校で学ぶ生徒が将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催するとともに、職業人から話を伺う機会や企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進します。

5 文化芸術活動の推進

高校生の芸術文化の技術と創造力を磨き、芸術文化活動の活性化を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

6 主体的に社会を形成していく力の育成

各学校では、授業や特別活動の時間を活用し、主権者教育や消費者教育等に係る実践的な学習に取り組みます。戦後 80 年を迎え、高校生が平和の大切さや命の尊さを継承していくため、平和について考えを深めるワークショップを実施します。

7 情報教育に係る設備の充実

パソコン教室の機器を更新するとともに、高等学校案内ホームページの更新や、県立学校の図書館資料共有ネットワークの運用管理を行います。

8 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学校および県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

9 遠隔授業システム（三重県モデル）の構築

高校の規模や立地に関わらず、県内の高校で学ぶ全ての生徒が希望する進路を実現できるよう、遠隔授業配信センターを新設し、多様かつ専門的な教科・科目の配信を行う遠隔授業システム（三重県モデル）の構築に向けた準備を進めます。

《小中学校教育課》

課長 尾上 修一
(電話 059-224-2963)

1 学習指導の充実

(1) 学習指導要領に係る対応（教科用図書の採択および給与に係る事務を含む）

学習指導要領の趣旨をふまえた各学校の教育活動が適切に実施されるよう働きかけます。本年度は、小中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催するとともに、教科用図書展示会等を実施し、開かれた採択に努めます。

また、すべての義務教育諸学校を対象に説明資料を配付し、給与事務の円滑な実施を図ります。

(2) G I G Aスクール構想の実現

1人1台端末の更新について、市町教育委員会と連携して円滑な共同調達を実施し、市町に対し、三重県公立学校情報機器整備基金を活用した補助を行います。

アドバイザーを市町教育委員会や小中学校等に派遣するとともに、I C T端末等を活用した授業改善講座やI C T教育実践交流会等を実施します。また、令和7年3月に策定した三重県1人1台端末利活用方針の概要版リーフレットや利活用事例集を作成し、利活用の推進を図ります。

(3) 道徳教育の推進（道徳教育総合支援事業）

道徳教育推進教師を中心とした推進体制づくりや家庭や地域と連携した取組を推進します。また、道徳教育推進アドバイザー派遣により、学校の授業公開等を通じ、「考え、議論する道徳」の普及を図ります。

児童生徒の自己肯定感の涵養を図り、いじめ予防につながる道徳教育の充実を図るため、令和6年度にモデル校2校で実施した授業プログラムを県内小中学校等に横展開します。

(4) 外国語教育の充実（英語教育推進事業）

国際社会で活躍する人材を育成するため、小・中・高等学校の系統性を意識した英語教育の充実を図ります。

中学生が郷土三重の魅力を英語で発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」、中学生が外国語科の授業において同年代の外国の生徒と交流する「オンライン国際交流」を実施するとともに、教員の指導力向上を目的とした研修会の実施、実践事例の情報発信等を行います。

(5) 学習指導員について

学習内容等について個に応じた補充的学習を指導及び支援するとともに、教員の働き方改革を実現するため、公立小中学校等へ学習指導員を配置します。学習指導員は、授業中の学習支援や放課後等を実施する補習等の学習指導を行います。

2 地域とともにある学校づくりの推進（地域と学校の連携・協働体制構築事業）

コミュニティ・スクールの導入・拡充や地域学校協働活動（子どもたちの学習支援を行う地域未来塾等を含む）との一体的推進に向け、地域とともにある学校づくりサポーターの学校等への派遣、効果的な取組事例や成果の普及を目的とする推進協議会等の開催に取り組みます。

3 幼児教育の推進（就学前の質向上事業、幼児教育推進事業）

県が組織化した幼児教育センターに幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを配置し、市町・幼稚園等に派遣します。幼保小の円滑な接続を図るため、「架け橋期カリキュラム作成検討委員会」を設置し、令和8年度までの2年間で、架け橋期カリキュラムの在り方について検討します。また、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用をとおして、幼稚園等が家庭と連携して生活習慣の確立に取り組むよう支援します。

4 郷土・キャリア教育の推進（地域と連携した郷土教育・キャリア教育推進事業）

児童生徒が、地域企業等で活躍する人から提案された答えのない問いに対して、地域を学びの場とし、他者と協働しながら解決策を考え、その成果を企業等に提案します。また、地域で活躍する経営者や職業人の在り方や生き方にふれることを通じて、郷土三重を担うために必要な資質・能力や郷土を愛する心を育成する、郷土教育・キャリア教育を支援します。

5 外国人児童生徒教育の充実（多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業）

日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、市町・学校における初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の派遣やオンラインによる学習支援等に取り組みます。また、散在地域を含め、日本語指導を希望するすべての外国人児童生徒が、適切に日本語指導を受けることができるよう、オンライン日本語教育を実施します。

6 就学援助

就学援助制度について、各市町教育委員会が実情に応じて円滑に実施できるよう働きかけます。また、早期支給要望の多い新入学学用品費について、今後もすべての市町で支給されるよう、引き続き働きかけを行います。

《学力向上推進プロジェクトチーム》

担当課長 川口 裕子
(電話 059-224-2931)

1 みえの学力向上県民運動推進事業

平成 24 年度から、「主体的・協働的に学び行動する意欲の育成」、「学びと育ちの環境づくりの推進」、「読書をとおした学びの推進」の 3 つを柱とし、学校・家庭・地域が一体となって学力向上の取組を進める「みえの学力向上県民運動」を展開しています。みえの学力向上県民運動の趣旨や取組内容について、関係団体と連携し周知・啓発を行い、学習習慣等の確立を図ります。

2 学力向上推進事業

各学校における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、市町教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、市町や学校が注力する取組の取組状況について継続的かつ定期的に協議を行い、活性化を図ります。

(1) 授業改善および学習内容の理解・定着を図るための取組推進事業

国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を 64 校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。

校長のリーダーシップのもと、学校全体で全国学力・学習状況調査等を活用し、授業改善や学習内容の理解・定着を図る取組を推進します。

(2) ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業

児童生徒が学習内容を確実に身につけられるよう、みえスタディ・チェックを C B T で実施するとともに、関連問題として設問ごとに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内容を遡った問題を提供します。加えて、みえスタディ・チェック関連問題やワークシートの活用方法等を研修会等で発信し、活用を促進します。

(3) 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業

若手教員等の授業力の一層の向上に向け、モデル校を 32 校指定し、授業力向上アドバイザーがモデル校の若手教員等の授業について指導・助言を行います。加えて、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を実施し、学校の垣根を越えて学び合う仕組みの構築を図ります。

3 学習習慣の確立に向けた取組推進事業

学習習慣の確立に向けて、総合的な学習の時間等で、子どもたちが学ぶ意義や、家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る授業をモデル校（2 校）で実施します。授業では、自身の家庭での過ごし方を振り返り、改善しながら、自身や友達の成長を認める場面を設定します。加えて、その授業内容を好事例として、県内に水平展開することで、県全体の学習習慣の確立を図ります。

《特別支援教育課》

課長 岡田 恭子
(電話 059-224-2961)

1 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

(1) 早期からの教育支援体制の充実

情報引継ぎツールであるパーソナルファイルの活用を促進し、特別な支援を必要とする児童生徒への早期からの一貫した支援体制の充実を図ります。

また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを促進し、途切れのない支援を行えるよう中学校と高等学校の連携の強化を図ります。

(2) 就学に係る支援の充実

三重県障害児就学指導委員会条例をふまえ、市町等教育委員会の就学支援担当者が参加する会議を開催して情報を共有するとともに、「教育支援の手引き」を活用した指導・助言を行うことにより、適切な就学を支援します。

(3) 教員の専門性の向上

発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る教員の専門性の向上を図るため、小学校、中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした研修を実施します。

また、かがやき特別支援学校をはじめとした各特別支援学校が、センター的機能を発揮し、小学校、中学校、高等学校等の教員を対象とした研修を実施します。

(4) 高等学校における発達障がいのある生徒への支援

発達障がい支援員（5名）を高等学校に派遣し、生徒の実態把握や心理検査の実施、生徒、保護者への教育相談、合理的配慮の提供に係る指導・助言など、適切な指導と必要な支援を行うことができるよう校内の支援体制の充実を図るとともに、高等学校における通級による指導を拡充します。

(5) 交流および共同学習の推進

障がいの有無に関わらず、子どもたちが同じ場で共に学ぶことができる場面の一つとして、特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等との間で、障がい者スポーツ等も取り入れた交流および共同学習を進めます。

また、副次的な籍導入の市町の拡大に向けて、市町等教育委員会との協議を進めます。

(6) 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活の充実

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒と保護者を支援するため、ポルトガル語対応の外国人児童生徒支援員（1名）を派遣し、指導と支援に必要な情報の翻訳や個別面談、家庭訪問等での通訳を実施します。

2 特別支援学校メディカル・サポート事業

医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校 10 校において、口腔・鼻腔内等の喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを実施します。通学に係る保護者の負担を軽減するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、吸痰等の医療的ケアを行う取組を実施します。

また、人工呼吸器の管理や気管カニューレからの吸引等について医師等からの指導・助言を受けるとともに、マニュアル等の活用により、校内体制の充実を図ります。

3 特別支援学校就労推進事業

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

キャリア教育サポーター（3 名）を活用し、生徒の状況に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行うとともに、企業、関係機関と連携した技能検定を実施します。

また、多様で柔軟な働き方ができるよう、短時間勤務が可能な職場開拓を行います。

多様な働き方支援員（1 名）を活用し、ICT を活用した在宅就労や、勤務時間以外の過ごし方として福祉サービスを利用できるよう取り組みます。

4 特別支援学校スクールバス等運行委託事業・特別支援学校スクールバス整備事業

特別支援学校に在籍する児童生徒が、安全に、身体的にも安定した状態で通学できるよう、スクールバス 58 台を運行します。

また、老朽化したスクールバスを更新します。

5 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業

学校教育活動の一環として、さまざまな障がいのある児童生徒の実態に応じた学校給食を実施します。

6 特別支援学校学習環境等基盤整備事業

共同給食調理場等の整備に伴い必要となる厨房機器等を設置します。ICT を活用したオンライン授業において、円滑に著作物を使用できるよう授業目的公衆送信補償金制度を利用します。

7 特別支援学校就学奨励費

特別支援教育を普及奨励するため、特別支援学校に在籍し就学奨励費の受給を希望する幼児児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支援し、経済的負担を軽減します。

《生徒指導課》

課長 向井 英規
(電話 059-224-2332)

1 いじめ対策推進事業

(1) いじめ予防授業の実施

小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業を実施します。加えて、本年度から、弁護士と作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校において、いじめ予防授業を実施します。また、小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業実践の横展開を進めていきます。

(2) いじめ問題対応サポーター、いじめ対策アドバイザーの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを生徒指導課に1名配置します。また、いじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣し、学校で起きた具体的な事例に基づき、効果的な対応策等の助言を行います。

(3) いじめ対応情報管理システムの運用

学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。

(4) インターネットの適正利用に係る取組

インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。また、子どもたちがSNSによる誹謗中傷やいじめ等を行わない心と態度を育めるよう、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画作成コンテストを開催します。

2 不登校対策事業

(1) 校内教育支援センター環境充実事業（一部新規）

市町が新規に校内教育支援センターを設置する際の指導員配置に係る費用等を補助することにより、校内教育支援センターの環境充実を支援します。

(2) 県立教育支援センターこもれびの運営

高校段階の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立に向けた支援を引き続き実施します。

(3) 多様な学びの場で学ぶ子どもたちへの支援

フリースクールが実施する子どもたちの社会的自立に向けた体験活動への支援や施設からの要請に応じた臨床心理士や精神保健福祉士等の専門人材の派遣を引き続き実施するとともに、フリースクールを利用する経済的な事情がある世帯への利用料を一部補助する取組を実施します。

(4) 不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

保護者の方が適切な支援につながる機会となるよう、本年度も県内9会場で開催します。

(5) 不登校児童生徒支援推進検討会

関係機関との連携のあり方等について意見をいただき、今後の取組に生かしていきます。

3 スクールカウンセラー等活用事業

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、県内全ての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにスクールカウンセラー（以下、「SC」）を配置します（総配置時間 80,441 時間（前年度比 6,421 時間増）、任用人数 178 人（前年度比 5 人増））。スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）については、県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います（総配置時間 26,176 時間（前年度比 1,057 時間増）、任用人数 39 人（前年度比 1 人増））。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に引き続き配置します。

〔令和 7 年度 SC の配置〕

小学校 309 校、中学校 149 校、高等学校 57 校、特別支援学校 18 校、夜間中学 1 校、教育支援センター 23 箇所（市町所管 22 箇所・県立 1 箇所）

〔令和 7 年度 SSW の配置〕

県内すべての市町（29 市町、71 中学校区）、高等学校 28 校、特別支援学校 3 校、夜間中学 1 校、教育支援センター 23 箇所（市町所管 22 箇所・県立 1 箇所）

4 生徒指導特別指導員等活用事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員（警察経験者および教員経験者等）を学校に派遣し、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を行います。また、学校や市町等教育委員会と警察との連絡体制を構築し、情報共有を進めることで、問題行動の未然防止や早期対応につなげます。※生徒指導特別指導員 6 名

5 学校安全推進事業

子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者に SOS を出す方法や、教職員や保護者が子どもの SOS への対応方法について学ぶ動画教材を作成し、子どもの自死予防の取組を進めます。また、高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に向けた効果的な取組について意見を交流する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催や各校におけるヘルメット着用努力義務の校則への記載等、子どもたちの安全意識を高める取組を推進します。通学路における児童生徒の安全確保のため、地域の見守り活動を行うスクールガードを養成するとともに、公立学校の教職員を対象とした校種別の講習会を行い、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。

《人権教育課》

課長 山中 秀人
(電話 059-224-2732)

1 人権感覚あふれる学校づくりの推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業

一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、指定した県立学校において、人権学習指導資料等を効果的に活用した人権学習や子どもの人権が尊重される教育活動について実践研究を進めます。それらの成果を広く公開・発信します。

(2) 人権教育研究推進事業

指定校および指定中学校区（1 小学校、1 中学校）において、「三重県人権教育基本方針」に則した「人権感覚あふれる学校づくり」の先進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを通して、小中学校における人権教育の充実を図ります。

また、家庭・地域との連携や校種間連携による人権教育の実践研究を行い、家庭・地域と協働した学校づくりや異校種の子どもたちによる協働的な学習活動の効果等について研究します。

2 人権尊重の地域づくりの推進

(1) 子ども支援ネットワーク活動推進事業

これまでの事業成果をもとに、学校・家庭と地域の多様な主体が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する子ども支援ネットワークの活動の活性化を図ります。

(2) 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

子どもたちが人権尊重社会をつくる主体者となれるよう、家庭・地域と連携して子どもによる人権活動に取り組み、活動の成果等を交流する機会を創出します。

3 教育関係者の取組への支援

(1) 人権教育広報・研究事業

令和6年度に実施した「人権意識の向上に向けた校内研修」の成果と課題をふまえ、すべての教職員が部落問題についての理解を深め、同僚との対話を通じて部落問題を学ぶ意義を確かめ合う校内研修をすべての公立学校で実施します。また、人権教育に関する校内研修の活性化や、個別的な人権問題に関する学習の促進を図るため、動画等資料を作成します。

(2) 人権教育研修事業

各学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職や人権教育推進委員会等代表者の人権感覚や指導力の向上を図るための研修を実施し、各校における校内研修を促進します。

また、各学校や地域における実践のリーダーとして高い専門性を持った教職員を育成します。

(3) 指導資料作成事業

令和3年度に行った人権問題に関する教職員意識調査の結果をふまえ、教科指導をはじめ、さまざまな教育活動の中で個別的な人権問題に関わる学習を促進するための指導資料を作成します。

4 その他

(1) 進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等により進学奨励金の貸与の決定を受けていた者について、返還免除や返還等に係る事務を行います。

《保健体育課》

課長 堀越 英範
(電話 059-224-2973)

1 子どもの体力向上

(1) みえ子どもの元気アップ総合推進事業

① みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

ア みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

- ・就学前・小・中・高等学校の教員を対象とした研修会の開催や学校訪問、国事業を活用し、子どもの体力向上と健康の保持増進を図るための教員の指導力向上を図ります。
- ・令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をふまえて、各学校における体力向上や生活習慣改善の目標設定の支援を行います。また、体育・保健体育の授業改善や1学校1運動、家庭との連携等により、児童生徒の総運動時間を増やし、体力向上を図る取組を支援します。

イ 令和の日本型学校体育構築支援事業

- ・関係武道団体と連携し、地域の武道・ダンス指導者を保健体育科授業の外部指導者として中学校へ派遣し、安全に配慮した効果的な指導が行われるよう学校を支援します。

② みえ子どもの元気アップ部活動充実事業

ア みえ子どもの元気アップ部活動充実事業

- ・高い専門性を持つ地域のスポーツ指導者を部活動指導員として中学校へ173名、県立学校へ43名配置するとともに、地域人材を運動部活動サポーターとして県立学校へ50名派遣します。
- ・全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等の大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて、その栄誉を讃え、中学校および高等学校等の生徒や指導者を顕彰します。

イ 部活動改革推進事業

- ・中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行（以下、「地域移行」という。）について、国事業を活用して、各市町が設置する協議会開催等に係る経費の補助や運営団体における指導者の配置を行うとともに、生徒を指導するために必要な資質について学ぶ研修会を実施し、指導者を養成します。
- ・市町の地域移行に向けた具体的な取組内容、進捗状況および課題などを丁寧に把握し、具体的な解決策や必要な支援策について検討し、必要な支援・助言を行います。

(2) 運動部活動支援事業

① 学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

② 全国・ブロック体育大会引率教職員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック大会に出場する生徒の引率に係る教職員の旅費を支給します。

③ 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業

中学校の全国大会および高等学校等の全国・ブロック大会に出場する生徒の派遣に係る旅費を補助します。

④ 全国・ブロック体育大会地域スポーツ団体引率者派遣費補助事業

中学校体育連盟が主催する全国・ブロック大会に出場する参加生徒に係る地域スポーツ団体（中学生）引率者の経費を補助します。

（３）令和 10 年度全国高等学校総合体育大会開催事業

令和 10 年度に東海ブロック 4 県（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）で開催される、全国高等学校総合体育大会の開催に向けた取組を行います。

2 健康教育の充実

（１）学校保健総合支援事業

- ・県内の子どもの健康課題とその対策を検討するため、県医師会、県歯科医師会、県医療保健部、学校関係者等からなる協議会を開催します。
- ・「子どものメンタルヘルス」「歯と口の健康づくり」「性に関する指導」の 3 つを重点課題とし、それぞれの課題の解決に向け、専門医等を講師として学校に派遣して児童生徒向けの授業を行うとともに、教職員、行政関係者等指導者向けの研修会を実施します。
- ・学校保健の中核を担う養護教諭について、資質能力向上のための支援や業務代替を行うため、養護教諭を支援する人材を学校に派遣します。

（２）学校給食・食育支援事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における効果的な食育の推進に向けた取組の支援を行うとともに、学校給食の衛生管理や、異物混入および窒息事故防止、食物アレルギー対応の徹底を図ります。

また、農林水産部と連携しながら、食育にかかる体験的な学習等を通して、学校における地場産物の活用を支援するとともに、先進的な取組の実践発表や食育推進のための講習会を開催します。さらに、各地域での地場産物活用における課題について生産者団体等に共有し、計画的な生産により、学校給食に導入できるよう、関係部局と連携して取り組みます。

（３）がんの教育総合推進事業

- ・医療機関や市町教育委員会、がん経験者、県行政関係者等からなる協議会を開催し、本県におけるがん教育のあり方を検討し、指導方法の検証を行います。
- ・教職員等を対象に、がん教育についての意義や指導内容・方法等についての理解を深める研修会を実施するとともに、小中学校および県立学校のがん教育授業に外部講師を派遣します。

《社会教育・文化財保護課》

課長 松本 真人
(電話 059-224-3322)

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制の整備

三重県社会教育委員の会議を開催し、本県社会教育の取組の方向性や具体的取組について助言等を受けます。

市町における社会教育担当職員や社会教育委員等の資質向上と連携強化を促進し、地域の中核となる人材を育成するため、関係者による研修や情報交換を行うネットワークの構築を検討します。

公民館等の社会教育施設において、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供や地域課題の解決に向けた取組を推進できるよう地域力の活性化を促進する研修を行います。

(2) 子どもの読書活動推進

「本よもうねっとプランー第五次三重県子ども読書活動推進計画ー」に基づき、早期からの読書習慣の形成に向けて、企業や団体等の多様な主体が連携・協働するネットワークを構築することで、社会全体で読書活動を推進する機運を醸成するとともに、子どもが読書に親しむ機会の拡充を図ります。

県立学校において図書館を活用した探究的な学びや授業づくりが進められるよう、モデル校で各校に応じた図書館リニューアル計画を家庭、地域、学校等が一体となって策定し、図書館の環境整備や読書に関わるイベント等に取り組みます。

(3) 青少年教育施設の運営管理

指定管理者制度のもと、施設の適切な維持補修や効率的な管理運営を行うとともに、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供することにより、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。

スズカト（鈴鹿青少年センター）については、今後も青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設として管理・運営していきます。

（ PFI 事業者：鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社
契約期間：令和4年3月24日から令和23年3月31日まで ）

熊野少年自然の家については、より魅力ある施設として管理・運営していく必要があるため、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

（ 指定管理者：有限会社熊野市観光公社
指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで ）

2 文化財の保存管理

(1) 文化財保存管理事業

① 保護審議会・審査会

三重県文化財保護審議会を開催し、文化財の保存と活用に関する重要事項について調査・審議し、指定等の答申のほか、懸案事項が発生した場合にはその保護に関する建議を行います。

銃砲刀剣類は、銃砲刀剣類所持取締法（以下「銃刀法」）により所持が規制されていますが、美術品若しくは骨とう品として価値のあるものについては、銃刀法に基づく登録を行うことで所持が認められています。その登録は都道府県教育委員会が行うこととされているため、銃砲刀剣類登録審査会を開催し、登録の可否について審査を行い、可能なものを登録します。

天然記念物紀州犬・日本鶏の保存・繁殖を促進するため、天然記念物紀州犬審査会および天然記念物日本鶏審査会を開催し、優良個体の審査・登録を行います。

② 指定文化財管理

文化財保護指導委員を任命し、巡視による国・県指定文化財等の管理・保存状況の把握や所有者等への助言などを実施します。

(2) 天然記念物保存対策事業

地域を定めない天然記念物（カモシカ、オオサンショウウオ等）など、保護対策上、広域的な調査や管理が必要なものについて、県が事業主体となり、各種調査や保存対策を実施します。

特別天然記念物カモシカについては、保護区域である紀伊山地と鈴鹿山地を対象に、個体の生息状況や周辺環境の調査を奈良県・和歌山県・滋賀県などの関係機関と連携して行います。

(3) 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組みます。また、世界遺産の追加登録に向けて関係市町との意見交換・協議を進め、世界遺産登録の前提となる国史跡の指定に向けた取組を促進します。

国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」および国重要無形民俗文化財「伊勢太神楽」・「御頭神事」については、関係市や団体等と連携し、文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録をめざして情報発信を進めていきます。

(4) 地域文化財総合活性化事業

文化財の適切な保存・活用・継承のため、所有者等が行う文化財の修復等に要する必要な経費に対して補助を行うとともに、保存・活用・継承のための技術的な助言指導を行います。修復事業等補助の実施にあたっては、文化財の価値等の情報発信や文化財の活用事業等の実施を所有者に求めています。

(5) 未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業費

継承の危機にある祭り等の無形民俗文化財を後世に伝えるため、映像記録作成や過去の映像記録、写真等のデジタル化を行うとともに、その魅力をホームページ等で広く情報発信します。また、子どもたちを対象として、祭りの魅力を伝える講座や体験イベント等を開催します。

3 埋蔵文化財の保存管理

(1) 埋蔵文化財センター管理運営

① 管理運営

市町と連携し、県内の埋蔵文化財包蔵地を把握・管理します。また、収蔵する出土品を適切に保管・活用するため、必要に応じて出土品の保存処理を実施します。

また、県内の公共事業等で出土した貴重な埋蔵文化財を適切に保管し、活用するため、恒温恒湿収蔵庫・新規収蔵庫・展示施設等を整備します。

② 発掘調査公開活用事業

発掘調査現場を活用した現地説明会や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を実施し、発掘資料の幅広い公開活用を進めます。

ア 普及啓発事業

学校や地域住民等に向け、学校での授業や出前講座、イベント等を通じ、発掘調査の成果を積極的に公開・活用します。また、三重県ならではの独自学習教材の作成や、これを用いた授業実践等を通じ、学校や地域に文化財への愛着が広がるよう取り組みます。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術を修得し、学校教育や生涯学習の場での文化財保護意識の向上を推進するため、行政基礎講座等を開催します。

(2) 埋蔵文化財保存事業

県営公共事業地内における埋蔵文化財について、その保護と公共事業実施の調整を図るとともに、破壊を免れない部分については緊急発掘調査を実施し、記録保存を行います。

(3) 受託発掘調査事業

国、中日本高速道路等の事業地に係る埋蔵文化財について、その保護と公共事業実施の調整を図るとともに、破壊を免れない部分については緊急発掘調査を実施し、記録保存を行います。

《研修企画・支援課》

課長 柘植 三治
(電話 059-226-3759)

1 教職員研修に係る庶務・経理および財務管理

教職員研修に係る庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執行するとともに、三重県総合教育センターの施設管理および教職員研修事業に係る財産管理を行います。

2 教職員研修に係る事業の企画調整

教職員研修に係る以下の事項について総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえた「教職員研修計画」の策定
- (2) 教職員研修の各種事業の運営に係る基本方針の策定
- (3) 研修講座の構築および研修事業の企画調整
- (4) 大学等教育関係機関との連携
- (5) 各研究協議会等全国組織の総合調整
- (6) 派遣研修（新教育大学等大学院教員派遣、大学等教員長期派遣、社会体験研修、県外研修等）の実施

3 中核的リーダーとなる教員を育成する研修

組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成するための研修を実施します。

- (1) 学校組織マネジメントリーダー育成研修
- (2) 授業研究推進リーダー育成研修
- (3) 教育相談リーダー育成研修

4 管理職研修（トップリーダーマネジメント研修）

経験2年目および3年目等の校長を対象に、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高める研修を実施します。

5 自己肯定感を涵養する教育推進事業

子どもたちが、学ぶ楽しさやわかる喜びを得られる授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりの推進に向け、研修等を通じて教職員の資質・能力の向上を図ります。

- (1) 子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業
(モデル校およびモデル地域を設置し、校内研修等を支援)
- (2) 市町等教育委員会が実施する研修会への支援

6 教職員が研修に参加しやすい環境の整備

地域や学校の課題に応じた出前研修を実施し、校内研修等を支援します。

- (1) 授業研究推進出前研修
- (2) 学校マネジメント出前研修

7 教育相談

子どもの心の問題解決に向けた専門的な教育相談、教育相談に係る学校等支援、教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修を実施します。

- (1) 面接・電話相談の実施
- (2) ケース・カンファレンス等の教育相談研修の実施
- (3) 臨床心理相談専門員（臨床心理士）による学校等の支援
- (4) いじめ電話相談の実施
- (5) 多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」の実施

8 教職員の能力向上フォローアップ

学習指導、生徒指導、学級経営に係る指導力および教育公務員としての資質の向上に向けた研修を実施します。

- (1) 指導改善研修の企画実施
- (2) 職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (3) 教員フォローアップ研修の企画実施
- (4) スキルアップ研修の企画実施

9 研修企画研究事業

今日的な教育課題について、調査研究の実施による教育情報の提供および学校支援のための学習教材開発を行います。

- (1) 教育課題に関する調査研究
- (2) 各種教育情報・資料の提供

《研修推進課》

課長 松本 克也
(電話 059-226-3556)

1 教職員の経験と職種に応じた研修

全ての教職員がコンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施するとともに、学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

(1) 教諭研修（法定・悉皆研修）

教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象に、経験や職種に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、コンプライアンス等の素養や児童生徒理解、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等、教職員の資質と専門性の向上に向けた研修を実施します。

① 教諭研修

初任者研修（校外 15 回、校内 300 時間）

教職 2 ～ 3 年次研修（校外 5 回、校内 2 回）

教職 6 年次研修（校外 5 回）

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（校外 6 回、校内 9 回）

中堅教諭等資質向上研修Ⅱ（校外 4 回、校内 6 回）

② 養護教諭研修

新規採用養護教諭研修（校外 11 回、校内 60 時間）

養護教諭 6 年次研修（校外 5 回）

中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ（校外 6 回、校内 3 回）

中堅養護教諭等資質向上研修Ⅱ（校外 4 回、校内 2 回）

③ 栄養教諭研修

新規採用栄養教諭研修（校外 11 回、校内 60 時間）

栄養教諭 6 年次研修（校外 5 回）

中堅栄養教諭等資質向上研修Ⅰ（校外 6 回、校内 3 回）

中堅栄養教諭等資質向上研修Ⅱ（校外 4 回、校内 2 回）

(2) 主幹教諭等研修

新任主幹教諭等を対象に、職務・役割や学校組織マネジメントについて理解を深めるとともに、学校運営力・人材育成力の向上に係る研修を実施します。

① 新任主幹教諭研修（2 回）

② 新任指導教諭研修（2 回）

（３）管理職研修

学校や地域の実態・課題を把握する能力、課題解決に向けた実行力、教職員のコンプライアンス意識の向上等、地域に開かれ信頼される学校づくりや人材育成、時代の変化や要請に応じた学校マネジメント力の向上に係る研修を実施します。

- ① 新任校長研修（４回）
- ② 新任教頭研修（４回）
- ③ トップリーダーマネジメント研修（４講座）

２ 教育課題に対応した教職員の専門性を向上させる研修

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善による授業力向上や教育課題への対応力などの専門性について、教員一人ひとりがそれぞれの職責や個々の教育課題等に応じて主体的に学ぶ研修を実施します。

（１）授業力の向上

- ① 授業実践研修（初任・６年次・中堅Ⅰ合同）（４回）
- ② 教科等研修（４３講座）
各教科（道徳を含む）、授業改善のための実践研修（県立学校教科教育研究会との連携講座）、探究的な学びについての研修（他機関との連携講座）複式学級についての研修、若手教員支援研修

（２）生徒指導力の向上

- ① 生徒指導実践研修（初任・中堅Ⅰ合同）（１回）
- ② 生徒指導研修（テーマ研修）（３講座）

（３）教育課題への対応力の向上

- ① テーマ研修（２２講座）
人権教育研修、特別支援教育研修、多文化共生教育研修、キャリア教育研修、学級経営研修、乳幼児教育研修、環境教育研修、自己肯定感の涵養につながる研修
- ② ＩＣＴ活用指導力向上に向けた研修（７講座）
情報教育研修（児童生徒の情報活用能力の育成、情報リテラシー他）（５講座）、放課後ＩＣＴ活用研修（端末の効果的な活用、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後研修）、教員ＩＣＴ活用地域支援研修（地域のニーズに応じて実施する研修）

（４）職務・職能に応じた専門性の向上

- ① 小中学校事務職員研修（悉皆）（２７講座）
- ② 幼稚園等教員研修（悉皆）（新規採用者９回、中堅７回）
- ③ 採用前研修（参加は一部必須）（１回）
- ④ 特別支援学級等新担当教員研修（４回）
- ⑤ 常勤講師等研修（３回）
- ⑥ 職務・職能研修（２３講座）

養護教諭研修、学校給食栄養管理者研修、学校給食関係職員研修、
小中学校事務職員研修、管理職研修、指導教諭研修、実習助手研修、
司書・司書教諭研修、校務担当職員研修

(5) 英語指導力の向上（のべ 30 講座）

小学校英語基礎研修、小中高等学校英語授業づくり研修（英語力向上
研修を含む）、中学校英語基礎研修、高校英語基礎研修、中学校英語地
域別研修等

(6) 外部機関との連携事業

- ① 「C S T 養成拠点構築事業」（三重大学との共同実施）
- ② 「生徒の英語力向上推進事業」（文部科学省の委託事業）

3 教職員が研修に参加しやすい環境の整備

(1) ネット D E 研修（オンデマンド研修）（148 コンテンツ R 7. 4 時点）

さまざまな教育課題に対応した研修教材を配信し、勤務校等で任意の時
間に繰り返し研修する機会を確保するとともに、悉皆研修や集合研修の事
前事後研修として組み入れるなど、効果的・効率的な研修の実施を推進し
ます。

(2) ブロック別研修（69 講座）

学力向上、授業づくり、学級づくり、生徒指導、特別支援教育、I C T
活用スキル、小学校英語、自己肯定感の涵養等、地域の教育課題について
17 の教育研究所等と共催して各地域で研修を実施します。